

# 平成29年度

## 社会福祉法人村上市社会福祉協議会 事業計画

### I 基本方針

少子高齢化、人口減少、働き方の多様化、家族形態の変化を背景に、地域における課題はより個別化・複雑化なものとなっています。

国では、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」により、全世代・全対象型の地域包括的支援体制の構築を打ち出し、多機関共同による事業展開が始まっています。

こうしたなか、村上市社会福祉協議会では、「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりを推進する」という使命を果たすために、これまで培ってきた地域・住民とのつながりを活かし、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、包括的支援体制づくりを進めていきます。

#### 《基本方針要点》

- (1) 個人・地域における総合相談・生活支援体制を強化し、多様なニーズに沿った包括的・継続的な支援に取り組む。
- (2) 住民同士のつながり、行政・社協との連携を深めた「地域包括ケアシステム」の構築の推進に取り組む。
- (3) 良質かつ安定した総合福祉サービスが継続できるよう、効果的・効率的な組織運営に取り組む。

## II 事業実施計画

### 《総務課》

<p>☆目標</p> <p>「地域福祉の推進」を命題に、多様な課題解決に向けて理事会・事業推進会議等が柱となって社会福祉協議会の基礎整備を図ります。</p>	
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 組織の充実・強化 組織を効果的に機能できる体制整備に努める。</p> <p>(2) 財政基盤の強化 自主財源及び公費助成の確保と全事業の安定経営に努める。</p> <p>(3) 広報啓発事業の充実 事業内容・活動を市民に理解していただくための広報活動の充実を図る。</p> <p>(4) 地域福祉活動計画の策定（4課共通） 課制に拘らず包括的な計画策定に取り組む。</p> <p>(5) 災害に備えた体制づくり（4課共通） 市民・行政・関係団体と連携した災害体制づくりに取り組む。</p>	
<p><b>(1) 組織の充実・強化</b></p>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 理事会・評議員会	・法令遵守を前提とした適正な組織運営を行う。
② 事業推進会議	・課制の縦断・横断的な連携を図り、事業の充実化を図るため、介護事業所を含めた事業推進会議を開催する。（回数についても適正な開催回数を検討する。）
③ ワンストップ窓口	・支所機能を継続し地域に密着した窓口サービスに努めるとともに、担当課とのスムーズな連携を図り来所者・相談者へのワンストップ対応に努める。
④ 職員のモチベーションアップ	・良質かつ安定的なマンパワーが確保されるよう、適正な人事管理および福利厚生（ストレスケア等）・職員研修の充実に努める。

⑤ 会計事務	・外部の会計士指導の下、新会計基準に則した適正な会計処理を継続する。
⑥ マイクロバス管理事業	・(社)村上地域シルバー人材センターとの運転代行委託契約に基づき、安全な運行管理に努める。
⑦ ゆり花会館の指定管理事業	・公益事業として指定管理を受けている山北福祉センター「ゆり花会館」事業について、住民の福祉と健康増進を目的とし、サービスの向上と経費節減に努めた管理運営を継続する。
⑧ 苦情解決	・苦情等について、受付・再発防止のために講じた解決策等を記録し広報等で市民に周知する。

## (2) 財政基盤の強化

事業名	目標及び具体的な取り組み
① 会費	・広報活動を充実させ社協の事業への理解を求め、会員の拡大に努める。特に事業所賛助会員の拡大に力を注ぐ。
② 公費助成	・社協が進める地域福祉活動は行政との連携のもと地域に密着した公共性の高いものであることから、行政とより密接な協議を行い安定した公費助成の確保に努める。
③ 基金の運用	・法遵守の下、社会福祉充実計画に基づいた安全かつ効果的な運用を図る。

## (3) 広報啓発事業の充実

事業名	目標及び具体的な取り組み
① 広報誌「社協むらかみ」の発行およびホームページの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協事業の周知や会費、寄付金等の募集・使途について、分かりやすく発信することに努める。</li> <li>・情報の鮮度を維持するためホームページの更新頻度を上げるよう努め、情報ツールの役割を高めていく。</li> </ul>

② 社協パンフレット作成	・各事業時のツールの一つとして、社協について分かりやすく紹介できるパンフレットを作成する。
③ 各種研修会・大会等への参加	・新潟県民福祉大会を始め各種催しに可能な範囲で参加し、村上市社協への認知度を高める。
④ ふれ愛フェスティバル（村上市地域社会福祉大会および福祉まつり）の開催	・内容のマンネリ化を防ぎ、多くの市民に参加してもらえるようなフェスティバルを開催する。また、他団体との交流を図る機会として取り組む。
<b>(4) 地域福祉活動計画の策定（4課共通）</b>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 地域福祉活動計画の策定	・行政との連携を前提とし、4課合同により社協全体として策定に取り組む。
<b>(5) 災害に備えた体制づくり（4課共通）</b>	
① 実地訓練の実施	・職員初動対応および災害ボランティアセンターの両マニュアルを指針とした、実地訓練を行う。
② 行政との連携	・災害時は行政との連携が不可決であることから、村上市防災計画を基に行政との災害時の対応について協議する。
③ 各関係団体との連携	・災害時の連携を図るため、平常時からの交流に努める。
④ 地域との連携	・区長会を始め各自主防災会との連携を図る。
⑤ 日赤活動支援	・日赤村上市地区事務局として、広報活動および各奉仕団との連携などの活動支援を継続する。

## 《地域福祉課》

<p>☆目標</p> <p>「誰もが安心して暮らすことができるまち」を目指して、地域での支えあいが広がるよう、住民主体のまちづくりを関係機関と連携し包括的な体制作りを進めます。</p>	
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 住民相互の支えあい活動の推進</p> <p>地域での支えあいが広がるように、暮らし支えあい事業の浸透を図りながら、より身近な日常生活圏域での生活支援体制づくりに取り組む。また、顔の見える関係づくりができるよう、地域の茶の間など居場所づくりの支援に取り組み、そこから住民相互の支えあいへつながるよう支援する。</p> <p>(2) 要支援者の在宅福祉サービスの充実</p> <p>課と各支所で連携し、業務・情報を整理し、利用者の意向に沿った適切なサービス提供ができているか協議する。</p> <p>(3) ボランティアセンターの基盤整備</p> <p>ボランティア活動をしている方が安心して継続できるよう、また市民のボランティアに対する意識の高揚が図れるようボランティアセンター事業の基盤整備に努める。</p> <p>(4) 福祉教育・人材育成事業</p> <p>子どもたちの学齢に合わせた福祉教育のプログラムを考え、福祉について関心を深めてもらえるよう小中学校との関係づくりに努める。</p> <p>(5) 福祉団体等支援事業</p> <p>各種団体当事者の自主的な活動が継続できるよう支援していく。</p>	
<p><b>(1) 住民相互の支えあい活動の推進</b></p>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 暮らし支えあい事業	・利用会員の「日常生活のちょっとした困りごと」に、協力会員が手助けを行う、地域の支えあい活動。協力会員増強のため養成講座を開催し、併せて信頼される活動を継続していくため現任研修も実施する。
② 地域の茶の間推進・支援事業	・住民主体の地域の茶の間に対し、レクリエーション提供、用具の貸出等支援を行う。また、設立に関する相談や活動支援を行い顔の見える関係づくりの推進に努める。

③ 地域福祉会の支援	・荒川地区において結成されている団体。現在の活動を継続しながら、必要な時はお互いに助け合いができる組織になるよう話し合いを進めていく。
④ 一人暮らし等高齢者給食会	・荒川・神林・朝日・山北地区において地域の実情に沿った魅力的な内容を検討し企画する。
<b>(2) 要支援者の在宅福祉サービスの充実</b>	
① 配食サービス（市受託事業）	・神林・朝日地区において実施。栄養バランスのとれた弁当を安否確認を兼ねて配達することで在宅生活が継続できるよう支援する。要項に該当しないが必要な人へのフォローを検討する。
② おせち料理の配食事業	・共同募金額の実績低下による事業の継続について民生児童委員等の意見を聞き検討する。
③ 移送サービス事業（市受託事業）	・朝日地区においてミニハンディキャブ友の会の運営とともに実施。市全体の移動困難者への支援のあり方を考えていく。
④ 理美容サービス	・各支所において、高齢者・障がい者に理美容料金の一部助成券を発行し利用者が在宅で健やかに過ごせるようにする。
⑤ 雪下ろし費用助成（市受託事業）	・地区によって助成対象となる判断に差異がないよう民生児童委員等への周知に努める。
⑥ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業（市受託事業）	・要請時に手話・要約筆記奉仕員をスムーズに派遣し、ろうあ者の利便に資する。
⑦ 視覚障害者支援事業	・音声による広報誌等録音活動を行う「声のボランティア村上」の活動を支援する。
⑧ 車椅子貸出事業	・各支所において常に車椅子を整備し貸出に備える。

⑨ リフト付軽ワゴン車貸出事業	・荒川支所にある車両を使用。PRに努め、より多くの必要な人が使えるようにする。
⑩ 敬老会事業（市受託事業）	・村上地区の敬老会事業の受託。
<b>(3) ボランティアセンター事業</b>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① ボランティアの基盤整備	・ボランティア説明会を継続実施しボランティアの掘り起し、登録につなげる。
② ボランティアの活動支援	・活動できる場を確保・拡充しボランティア意欲に応える。
③ ボランティア保険の加入促進	・安心して活動できるよう支援する。
④ 各種ボランティア講座の開催	・手話奉仕員養成講座など福祉専門分野に特化した講座を開催するとともに、ボランティア活動を始めるきっかけとなるような講座も企画していく。
⑤ ボランティア連絡協議会の支援	・協議会の目的、活動内容について役員会で検討していく。
<b>(4) 福祉教育・人材育成のための事業</b>	
⑤ 福祉教育	・車椅子体験や高齢者疑似体験、当事者の講話等福祉に関する学習支援を行う。小中学校へのPRに努めるとともに、福祉学習に関する講座のマニュアルを作成し広く要請に応じていく。
② 福祉協力校等支援	・福祉協力校の自主的な事業を援助し、一過性の事業にならぬよう継続的なつながりを心がける。
③ 世代交流事業	・昔からの助け合いの精神が受け継がれていくように地域の中で自主的に取り組んでいる世代交流事業に焦点を当てていく。

④ ほのぼのお便り事業	・荒川・神林・朝日地区で実施。小学校の協力を得ている荒川・神林地区での取り組みについて、他の事業との連動を検討する。
<b>(5) 福祉団体等支援事業</b>	
① 共同募金運動の推進	・事務局として共同募金運動への理解が進むよう努め、助成団体との結びつきを図る。
② 各種団体への支援	・事務局を担う団体については、事務を掌握し活動支援していく。その他の団体については、活動等について適切なアドバイスを行い、必要に応じて事業等の見直し検討を提案していく。

## 《生活支援課》

<p>☆目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が抱える様々な福祉相談に対して、福祉に関する情報提供や相談支援を行うとともに関係機関と連携し福祉の増進を図ります。</li> <li>・地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と連携して生活上の課題を持つ人の権利を擁護するための支援を進めます。</li> </ul>
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 困りごとを気軽に相談できる体制の構築</p> <p>日常生活で支援が必要な方やその家族が、必要な時に気軽に相談できるように努める。また、相談にあたっては、福祉課題の解決に向け本人や家族と一緒に考えて、生活福祉資金や小口資金を活用するとともに関係機関との連携を密にし、より総合的な相談体制を目指す。</p> <p>(2) 権利擁護活動の推進</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方に対する権利を擁護する活動を総合的に推進していく。</p> <p>日常生活自立支援事業では、これまで新発田市社協に専門員が配置されていたが、村上市においても専門員の配置を行う。新たな支援方法等の模索を行い効果的かつ効率的に事業を展開し、適切なサービス提供を行う。</p> <p>成年後見制度においては、制度の調査・研究を進め法人後見の開始に向け準備を行う。</p>



<b>(3) 生活困窮者支援の推進</b>	
<p>生活困窮者が早期に生活困窮状態から脱却するため、本人の状態に応じた相談支援を実施する。</p> <p>また、今年度より貧困が連鎖することを防ぐため、村上市より子どもの学習支援事業を受託し、生活困窮者世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生を対象に学習習慣の形成と基礎学力の向上のため支援を実施する。</p>	
<b>(1) 困りごとを気軽に相談できる体制の構築</b>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 心配ごと相談所事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部研修に積極的に参加し、資質向上を図る。</li> </ul>
② 資金貸付事業 (生活福祉資金貸付事業) (小口資金貸付事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還完了までの「生活設計」を立て、世帯の家計管理に対する意識を持ってもらう。</li> <li>・恒常的に収入が不足している世帯を生活困窮者自立支援事業へつなげる。</li> </ul>
<b>(2) 権利擁護活動の推進</b>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
③ 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の更なる判断能力低下がみられる場合は、必要に応じて成年後見制度につなげる支援を検討する。</li> <li>・担当職員の資質向上を目指す。 (研修の実施及び参加：年数回)</li> </ul>
④ 法人後見開始準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の収集を行い、必要な準備を行う。</li> </ul>
<b>(3) 生活困窮者支援の推進</b>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
生活困窮者自立支援事業 ①自立相談支援事業 ②就労準備支援事業 ③家計相談支援事業 ④子どもの学習支援事業 ⑤その他自立に必要な支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フットワークの軽い相談支援を心掛け、緊急支援が必要な時に即時対応する。</li> <li>・本人の強みを見つけ、新しい一歩を踏み出せる支援を行う。</li> <li>・世帯の状況に柔軟に対応し、世帯の自立促進を後押しする。</li> </ul>

## 《介護事業課》

<p>☆目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業所において円滑な業務を遂行していくために、人材の確保と育成が図られ、安定した経営に努めます。</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な移行に伴い、また地域包括ケアシステムの一環として独自性のあるサービス提供を図り、地域により密着した事業所であるよう努めます。</li> <li>・住み慣れた我が家で自分らしく暮らし続けることができ、また、本人が望む生活を送ることができるように支援していきます。</li> </ul>	
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 介護事業所の安定した運営            全事業所間で連携を図り、新規利用者の確保に努める。また、指定管理事業所の老朽化に対し、利用者の安全確保を前提に行政への理解を求め公費による修繕等を引き続き求める。</p> <p>(2) 職員体制の整備と人材確保            職員のメンタルヘルスケアを中心に業務内容のアドバイスやストレス軽減を図りモチベーションの向上につなげるよう努める。また、適切なサービス提供のための適材適所に努めるとともに、中長期の人事計画を見据えた若年層の職員採用および教育を図る。</p> <p>(3) 法令を遵守し、円滑な業務遂行に努める。</p> <p>(4) 在宅生活が継続できるよう、適切なサービス提供に努める。            利用者中心としたサービス提供に努め、その地域や他業種との連携を強化し、チームとして協働したサービス提供に努める。</p> <p>(5) 職員に各種研修の受講を促し、サービスの質の向上を目指す。            専門職としてのスキルアップに努める。</p> <p>(6) 介護保険外の介護事業の継続と拡充            市からの受託事業を継続するとともに、ニーズに即した独自性のある自主事業の検討を図る。</p>	
<p>(1) 介護保険事業所の安定した経営を確立するために、新規利用者の確保に努める</p>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の介護保険窓口担当者、病院相談員に新規受け入れの空き状況を随時連絡し、新規を紹介してもらおう。紹介者には利用者の状況を適宜報告し、コミュニケーションを密にする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の選択性および事業の中立性を維持しながら、法人内事業所への積極的な新規紹介および連携に努める。</li> </ul>
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材を確保しつつ効率よく稼働することにより、新規利用者を積極的に受け入れる。</li> </ul>
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所へ PR 活動をし、且つ、営業区域を広げ、利用者確保に取り組む。</li> </ul>
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多種多様なニーズに対応した体制の確保に努める。</li> <li>・総合事業による独自サービスの検討および地域・居宅介護支援事業者への PR 活動を行い、新規利用者の確保に努める。</li> </ul>
<b>(2) 職員体制の整備と職員確保に努める</b>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的・積極的な研修等の受講に努め、専門職として質の維持・向上に努める。</li> </ul>
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を確保できるよう、働きやすい環境作りに努める。</li> </ul>
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員体制を見直し働きやすい環境を整える。</li> </ul>
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きやすい職場から働きがいのある職場に向かうために、職員一人ひとりが信頼・誇り・連帯感の感じられる職場環境に努める。</li> </ul>
<b>(3) 法令を遵守し、円滑な業務遂行に努める</b>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な取り扱い件数によりケアマネジメントを充実させる。</li> </ul>
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・障がい双方の法令遵守を前提に、適切な運営に努める。</li> </ul>

③ 訪問入浴事業	・法令や日常業務の再認識を定期的に行い、より円滑に行えるよう努める。
④ 通所介護事業	・ケアレスミス等が無いように記録等の関係書類の整備に努める。

**(4) 在宅生活が継続できるよう、適切なサービス提供に努める**

事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、家族、関係する他職種との信頼関係の構築に努め、適切な一連のケアマネジメントを実施する。</li> <li>・地域の課題や求められている現状を把握し、区長や民生委員、行政との連携に努める。</li> </ul>
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問時、心身の状態や体調の管理を徹底し、在宅での生活が継続できるように支援する。</li> <li>・利用者中心を前提に、その地域とも連携し最適なサービス提供に努める。</li> </ul>
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心した在宅生活が継続できるよう、利用者の身体状況に添ったサービス提供を行う。また、利用者や介護者の不安解消や安楽な介護方法の提案等を行い在宅介護の負担軽減を図っていく。</li> </ul>
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の意向を踏まえ、通所介護計画書に添ったサービスを提供し、在宅での生活が継続できるように支援する。</li> <li>・事業所内だけでなく地域に開かれた事業所であるべくサービスを検討する。</li> </ul>

**(5) 職員に各種研修を促し、サービスの質の向上を目指す**

事業名	目標及び具体的な取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様に変化する制度に円滑に対応するよう各種研修の受講を徹底し、資質の向上に努める。</li> <li>・各種研修を積極的に行い、資質向上を図る。</li> </ul>

② 訪問介護事業	・各種研修を受講し、サービスの向上を目指す。
③ 訪問入浴事業	・外部の研修会や介護に関する研修会への参加を促し、その研修の報告会を実施し、全職員に周知することによってサービスの質の向上へ繋げていく。
④ 通所介護事業	・キャリア段階に添った研修を受講し、職員の働きがいやモチベーションの向上につながるように支援し、最良のサービス提供に努める。
<b>(6) 介護保険外事業の継続と拡充</b>	
事業名	目標及び具体的な取り組み
① 市からの受託事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定調査（居宅介護支援）</li> <li>・介護予防支援事業（居宅介護支援）</li> <li>・要介護老人安否確認事業（訪問介護）</li> <li>・軽度生活援助サービス事業（訪問介護）</li> <li>・移動支援事業（訪問介護）</li> <li>・シルバーハウジング生活援助員派遣事業 （村上地区）</li> <li>・ゆーとびあ・むらかみ事業のサポート （村上地区）</li> <li>・湯ったりあさひ寿山の会事業（朝日地区）</li> <li>・湯ったり塾事業（山北地区）</li> </ul>
② 自主事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン外訪問介護事業</li> <li>・いきがいデイサービス事業（村上地区）</li> </ul>